東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|--|------|
| 本則 | 本則 | |
| (事務) 第20条 学生の懲戒等に関する事務は、各地区事務部の協力を得て <u>学務課</u> が行う。 | (事務) 第20条 学生の懲戒等に関する事務は、各地区事務部の協力を得て <u>学務部学務課</u> が行う。 | |

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。